

障第21号
令和3年4月5日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「相談支援従事者研修事業の実施について」、「相談支援従事者主任研修事業の実施について」及び「サービス管理責任者研修事業の実施について」の改正について

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から別添のとおり通知がありました。

本県においては、当改正を踏まえ、研修を実施してまいりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

岐阜県健康福祉部障害福祉課地域生活支援係 〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1			
係長	山脇	担当	桐山
電話	058-272-1111 (2619)		
FAX	058-278-2643		
e-mail	kiryama-nami@pref.gifu.lg.jp		